

事務連絡  
令和6年3月28日

関係団体各位

国土交通省物流・自動車局 自動車情報課 登録班長  
登録管理企画室 運用保全班長  
自動車整備課 検査班長

**（お知らせ）運輸支局等への『「自動車検査証記録事項」印刷端末』の設置について**

平素より、自動車の検査・登録関係についてご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年1月より自動車検査証（車検証）が電子化され、一部の情報が電子車検証のICタグに記録されることとなりましたが、車検証の電子化と同時に提供を開始した「車検証閲覧アプリ」を使用することで、お手持ちのスマートフォンやPCで、電子車検証に記録された情報の表示や、従来の紙の車検証と同等の情報が記載された「自動車検査証記録事項」PDFをダウンロードすることができるようになっております。

また、スマートフォンの操作に不慣れな方などが、ICタグにのみ記録され、電子車検証の券面では確認できない事項を容易に確認できるようにするため、登録車については少なくとも令和7年末までは運輸支局等の窓口において手続きをされた全ての方へ、電子車検証の交付時に「自動車検査証記録事項」を補助的にお渡ししているところです。

「自動車検査証記録事項」については、運輸支局等の窓口において配布の継続を求める声がある一方で、最近のペーパーレス推進の流れや、「車検証が電子化されたことに伴い、交付される紙が1枚増えたのはいかがなものか。」といった厳しいご意見も頂いているところ、国土交通省としては、しかるべきタイミングで運輸支局等の窓口において、手続きをされた全ての方へ一律に「自動車検査証記録事項」を配布することを終了し、自動車の使用者等が、必要に応じて、ご自身で「車検証閲覧アプリ」を使用し、車検証情報の確認や「自動車検査証記録事項」の印刷を行っていただきたいと考えております。

このように、今後、運輸支局等の窓口における「自動車検査証記録事項」の配布を終了する方針である一方で、スマートフォンの操作に不慣れな方や、対応する機器をお持ちでない方が、電子車検証のICタグに記録された情報を容易に確認できるようにするため、令和6年4月より、全国の運輸支局等（鳥取運輸支局、厳原自動車検査登録事務所を除く）の窓口付近に、電子車検証をかざすことでICタグに記録された情報の表示や「自動車検査証記録事項」の印刷ができる端末を新たに設置し運用を開始します。

つきましては、当該端末についての案内用のチラシと操作方法のイメージをお知らせする資料を作成いたしましたので、機会を捉え、上記の背景とあわせて傘下会員の皆様へ周知をお願いいたします。